

EUSI メールマガジン Vol. 045

「ウクライナに関する EU の対応 クリミア問題を受けて」(中西優美子)

EUSI (EU Studies Institute in Tokyo)は、一橋大学・慶應義塾大学・津田塾大学の3校のコンソーシアムによるEUに関する教育・研究・広報を行う拠点です(詳しくは以下をご覧ください)
http://eusi.jp/content_jp/aboutus/about_eusi/

【EUSI Commentary Vol. 030】

「ウクライナに関する EU の対応 クリミア問題を受けて」

中西優美子 (一橋大学大学院法学研究科教授、EUSI 執行委員)

2014年2月下旬に始まったクリミア自治共和国での武装部隊の占拠から3月18日のロシアによるクリミア編入を受け、EUではいくつかの措置が採られてきた。その措置は、大きく2つに分かれる。1つは、制裁措置であり、他方は、経済的支援措置である。

前者の制裁措置は、ロシア国家そのものに対する措置ではなく、特定の個人及び団体に向けた制限的措置の形をとっている。特定の個人又は団体というのは、ウクライナ国家基金を着服したり、ウクライナにおける人権侵害にかかわっている者のことを言う。

制限的措置として、まず、これらの自然人や法人に対し、その資金が凍結される措置(理事会決定 2014/119/CFSP)が2014年3月5日に採択された(OJ of the EU 2014 L66/26)。これは、EU条約29条に基づく措置である。同条は、「理事会は、地理的または主題別の特定の問題について、連合の方針を定める決定を採択する。」と規定している。この決定は、採択の翌日発効した。同措置の付属書において、関連する個人がリストアップされている。また、この措置を受け、2014年4月14日に実施するための理事会決定(2014/216/CFSP)がEU条約31条2項に基づき採択され、リストの加筆修正がなされた(OJ 2014 L111/91)。

さらに、ウクライナの領土保全、主権及び独立を傷つけるまたは脅かす行動に関する制限的な措置(理事会決定 2014/145/CFSP)が採られた(OJ 2014 L78/16)。具体的には、そのような行動を行う個人の入国または通過を妨げるという渡航禁止措置である。これは、同じくEU条約29条に基づき2014年3月17日に採択され、同日に発効した。この措置の付属書には21人がリストアップされている。同様にこの措置を実施する措置(理事会実施決定 2014/151/CFSP)が3月21日に採択され、そのリストに新たに12人が追加された。これらの措置は、EU条約に定められた共通外交安全保障政策の枠組の中で採られたものである。

他方、後者の経済的支援は、ウクライナに対するものである。ウクライナは、1991年にロシアから独立してから、EUへの加盟を国家の目標として掲げてきた。EUとウクライナの関係は・・・

...

(続きはこちら↓)

<http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/eusi/eusicommentary/vol30.pdf>

【EUSI イベントご案内】

EUSI 主催ハンガリー外務省欧州総局長講演会

「The 10 Years of Experience of Central European Countries in the EU」

(EU 加盟 10 年間の中欧諸国のあゆみ--ハンガリーの視点から)

講演者: バーリント・オードール氏 (Balint Odor)

ハンガリー外務省欧州総局長 (European Director General, MOFA, Hungary)

日時: 2014 年 5 月 14 日(水) 17:00-18:30

場所: 慶應義塾大学三田キャンパス 南校舎 7F 475 教室

言語: 英語

【EU に関するニュース】

- 2014 年 4 月 1 日 欧州委員会と欧州評議会、EU 拡大・近隣地域に関する 2014-20 年の新協力協定趣意書に調印
- 2014 年 4 月 1 日 欧州委員会、ウクライナ・グルジア・モルドバ 3 国への経済や連合協定実施等の各種支援で合意
- 2014 年 4 月 1 日 EU 理事会、中央アフリカ共和国軍事ミッション(EUFOR RCA)を正式に始動
- 2014 年 4 月 1 日 アシュトン EU 上級代表、アフリカの海洋安全保障協力協議。容疑者・押収資産引渡しの協定調印
- 2014 年 4 月 1 日 シュヴァイスグート駐日 EU 大使・ハルチェンコ駐日ウクライナ大使、共同ブリーフィング
- 2014 年 4 月 2 日 中国、対 EU 政策文書「互恵的・Win-Win 協力のための包括的戦略パートナーシップの深化」発表
- 2014 年 4 月 2-3 日 第 4 回 EU・アフリカ定期首脳協議。移民・移動に関する宣言、2014-17 年ロードマップなど採択
- 2014 年 4 月 3 日 アシュトン EU 上級代表、欧州開発政策の基本指針となる「開発に関する欧州コンセンサス」署名
- 2014 年 4 月 3 日 ECB 政策理事会、量的緩和を検討も、主要政策金利は 5 ヶ月連続で過去最低水準の 0.25%に据置き
- 2014 年 4 月 3 日 欧州委員会、地下・海底高压ケーブル 11 社のカルテルに対し総額 3 億 164 万ユーロの制裁金決定
- 2014 年 4 月 3 日 EU による地球観測衛星コペルニクス打ち上げ成功。気候変動・天災・農業などの用途に活用へ
- 2014 年 4 月 3 日 欧州議会、航空部門の排出量規制に関し、域内便のみ適用・排出量取引の収入用途報告の法可決
- 2014 年 4 月 5 日 カタイネン・フィンランド首相、6 月の任期満了退任表明。欧州委員など国外ポスト視野と報道
- 2014 年 4 月 6 日 アシュトン EU 上級代表、ルワンダ虐殺 20 周年に際し、哀悼と虐殺後の再建に対する敬意の声明
- 2014 年 4 月 6 日 ハンガリー総選挙、与党勝利。翌日ファン＝ロンパイ議長、オルバン同国首相に祝意の声明
- 2014 年 4 月 8 日 アシュトン EU 上級代表、アフガニスタン大統領選挙について初回投票無事実施を称える声明
- 2014 年 4 月 8 日 アシュトン EU 上級代表、ウクライナ東部情勢を注視、法秩序追求と領土一体性支持の声明
- 2014 年 4 月 8 日 欧州委員会、民間無人機(RPAS)規制に向け、安全性・データ保護など厳格な基準を提案
- 2014 年 4 月 8 日 欧州委員会、EU の ODA は昨年 565 億ユーロと前年比増額も、GNI(総所得比)0.43%で目標値まで差
- 2014 年 4 月 8 日 EU、ロシアによる今年 1 月末からの EU 域内産豚肉輸入禁止措置をめぐり WTO に提訴
- 2014 年 4 月 8 日 欧州委員会、政策文書「2015 年後の兵庫行動枠組」採択。災害の影響軽減に向けた取組を規定
- 2014 年 4 月 8-9 日 E3/EU+3 イラン核協議第 3 回会合、7 月包括的合意に向けた詳細な争点を協議も、依然溝残る

- 2014 年 4 月 8-9 日 第 16 回日・EU ビジネス・ラウンドテーブル、EPA 交渉や持続可能な発展など協議、提言書採択
- 2014 年 4 月 9 日 欧州委員会、ウクライナ支援グループ創設。支援の枠組・指針の策定、知識の結集などが目的
- 2014 年 4 月 10 日 アシュトン EU 上級代表、前日米テキサス州での死刑執行に対して遺憾と死刑廃止を求める声明
- 2014 年 4 月 10 日 アシュトン EU 上級代表ら、スーダンのダルフール地方での戦闘拡大に対して憂慮の声明
- 2014 年 4 月 11 日 アシュトン EU 上級代表、中国の人権活動家に対する上級審判決に関して憂慮の声明
- 2014 年 4 月 11 日 ティモフティ・モルドバ大統領、EU 加盟を目標も、NATO には軍事的中立表明。EU・ロ双方配慮
- 2014 年 4 月 13 日 アシュトン EU 上級代表、ウクライナ東部各都市での政府庁舎占拠等の行為に対して懸念の声明
- 2014 年 4 月 13 日 駐日 EU 代表部のロボットキャラクターの名前募集開始。6 月 13 日まで
- 2014 年 4 月 14 日 EU 外務理事会、ウクライナ東部各都市の武装組織への非難やロ軍撤兵要求・制裁拡大等を決定
- 2014 年 4 月 14 日 欧州委員会、開発援助に関する新データベース「EU Aid Explorer」提供開始
- 2014 年 4 月 14 日 欧州委員会、基本権及び男女平等に関する各年次報告書を発表。状況改善の一方長期課題残る
- 2014 年 4 月 14 日 駐日 EU 代表部、研究助成「HORIZON 2020」・国際共同研究への日本人研究者向けシンポジウム開催
- 2014 年 4 月 15 日 EU 理事会、マリでの EU 軍事訓練活動(EUTM Mali)延長と治安支援活動(EUCAP Sahel Mali)設置
- 2014 年 4 月 15 日 アシュトン EU 上級代表、ナイジェリア女子生徒拉致事件や爆発事件などテロ攻撃非難の声明
- 2014 年 4 月 15 日 欧州議会、銀行再編・清算・預金保障など、銀行救済の納税者負担軽減のための諸法案可決
- 2014 年 4 月 15 日 Eurostat、2 月貿易収支(速報値)はユーロ圏 18 カ国で 136 億、EU28 カ国で 44 億ユーロと共に黒字
- 2014 年 4 月 15 日 日・EU 科学技術協力事務レベル会合、互いの科学技術計画と協力メカニズムに向けて意見交換

【編集後記】

今回の巻頭エッセーは中西優美子一橋大学大学院法学研究科教授に執筆していただきました。

中西教授は EU 法の専門家であり、EU の法制度や司法手続きのみならず、EU の機構や政策決定についても豊富な研究を蓄積されておられます。

今回のエッセーは、EU がクリミア問題に対応して行った制裁措置やウクライナへの経済支援措置等について、その法的根拠を明確にして分析していただきました。前回の川崎教授のエッセーと合わせて読んでいただければ、この問題に対する理解がもっと深まるのではないかと思います。

EUSI の活動も新年度に入り、多彩なプロジェクトを実行すべく、その多くが集中する秋に向けて既に準備を始めています。

(藤川哲史・EUSI・一橋大学・EUSI メールマガジン編集担当)

昨今、市民の革命運動にはシンボルとなる花や色や自然の名前がつくことがあります。例えば 2004 年のウクライナではオレンジ革命、2010 年のチュニジアに端を発したアラブの民主化運動はジャスミン革命、そして今年 3 月 18 日の立法院占拠に始まる台湾の市民運動はヒマワリ学生運動などと呼ばれています。そして 40 年前の今日、1974 年 4 月 25 日にポルトガルで起こった民主化運動こそ、

「カーネーション革命」と呼ばれるものでした。

ご存知のとおりヨーロッパの中でもスペインのフランコ体制と並んで、ポルトガルでは長年サラザールによる独裁体制が続いていたわけですが、サラザールの後を継いだカエターノ政権に対して、左派青年将校による国軍運動(MFA)がクーデターを起こし、カエターノは即日退陣し、全体主義体制下では珍しく無血革命を達成させました。この時、セレステ・マルティンス・カエイロという一市民の女性が、革命を歓迎して持っていたカーネーションの花束を MFA 兵士らの銃に挿しはじめたことから、この出来事は青年将校クーデターから「カーネーション革命」へと記憶されることとなりました。(この辺の話は、市之瀬敦『ポルトガル革命のコントラスト カーネーションとサラザール』(上智大学出版)に詳しいです)。この時のカーネーション革命こそが、その後ポルトガルの民主化の道筋を切り開くきっかけとなり、ポルトガルはスペインと共に 1986 年に EC 加盟を果たすこととなります。

カーネーションの花言葉は「純粋な愛」や「感動」「母の愛」に当たり、日本でも母の日の定番にあたります。今年の母の日はどうやら、一部の加盟国では欧州議会選挙の日にもあたるそうです(フランスとスウェーデンでは 5 月 25 日)。次回のメールマガジンは、そんな母の日が過ぎた頃にまたお目にかかります。

(林 大輔・EUSI 慶應分室・EUSI メールマガジン編集担当)

EUSI (EU Studies Institute) in Tokyo

〒186-8601 東京都国立市中 2-1

一橋大学 マーキュリータワー#3504 EUSI 事務局

TEL: 042-580-9117 / E-mail: info@eusi.jp

ご意見、ご感想、配信登録・配信停止、その他メールマガジンについての
問い合わせにつきましてはこちら

E-mail: info@eusi.jp
